

当会会員に関する判決について（会長談話）

過日、当会所属会員による業務上横領事件について、札幌地方裁判所岩見沢支部は懲役2年の判決を言い渡しました。

この事件は、当会所属の会員が、事務所の経営状況が悪化したため、成年後見人として管理中の成年被後見人（被害者本人）の預貯金から約450万円を着服し、さらに故人の相続財産を遺産分割協議に従い相続人へ承継させる手続のために預り保管中の預貯金から約240万円を着服し、合計約690万円を着服したとして業務上横領の罪により起訴されていたものです。

このような事件により、当会所属会員が被害者や関係者の方々に多大なご迷惑をおかけし、大変な心労と失望感を生じさせてしまったことを、大変申し訳なく思っております。

さらに、市民の皆様にも不安を与え、司法書士に対する信頼を失墜させてしまったことを重く受け止めております。

当会は、この判決を厳粛に受け止め、今後このようなことを二度と起こさないという覚悟を持って、当会会員に対する執務及び倫理に関する研修を一層強化し、再発防止に努めて参ります。

令和4年7月1日

札幌司法書士会
会長 後藤 力哉